


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市災害時要援護者対策検討委員会要綱の一部を改正する 要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則 部課機関	福祉部福祉推進課、高齢介護課、障害福祉課、みのり福祉園、健康課 総務部防災安全課、子ども生活部市民生活課		
1. 要旨				
<p>災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）により、災害時に支援を要する高齢者や障害者等の名称が「要援護者」から「要配慮者」に改められたことに伴い、庁内検討組織である災害時要援護者対策検討委員会要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱中「要援護者」を「要配慮者」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長決裁日 <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の規則等についても順次名称を改めることで法改正による文言の整合性が図られる。 				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
平成22年10月29日 東大和市災害時要援護者対策検討委員会要綱制定 平成26年 4月 1日 災害対策基本法施行 平成26年 7月 東京都地域防災計画（平成26年修正）策定 平成26年10月30日 平成26年度第1回災害時要援護者対策検討委員会開催				
3. 留意事項（問題点等）				
<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市地域防災計画との整合性を図る必要がある。 				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議終了後、速やかに起案処理することとしたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。